

鳥取縣公報

昭和十五年十二月十三日
第千九百九十一號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

◆鳥取縣告示第九百九十三號
價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十二月十三日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣洋酒罐詰食料品商組合

(ロ) 地區 鳥取縣一區

二 組合員タル資格

地區内ニ於テ洋酒罐詰類ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

別記ノ通り

四 (ロ) 實施ノ日 昭和十五年十二月十三日

(イ) 認可ニ附シタル條件

價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣公報 第千九百九十一號 昭和十五年十二月十三日 (第三種郵便物認可)

鯉野菜混合煮	鯉角煮	鯉照燒	鯉田麩野菜混合煮	鯉味付	鯉味付	鯉味付	鯉野菜混合煮	鯉角煮	鯉照燒	鯉田麩野菜混合煮
三角小 號型ナ ボケ二 ケ二 ツ二 同同同 同同同 同同同 同同同 同同同 同同同	五平六 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號	四平五 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號	四平五 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號	八七六五 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號	八七六五 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號	八七六五 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號 號號號號	三角小 號型ナ ボケ二 ケ二 ツ二 同同同 同同同 同同同 同同同 同同同 同同同	五平六 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號	四平五 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號	四平五 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號 號號號
同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同
百個	八個	四個	四個	八個	八個	八個	八個	四個	四個	四個
四〇	二七	一六	一六	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
〇九	〇五	〇八	〇八	〇六	〇六	〇六	〇六	〇六	〇六	〇六
合格品										

紅鮭水煮	紅鮭水煮	鮭燻製油漬	鮭野菜混合煮	鮭筍混合煮	鮭(雜肉)煮	鮭(ピンク)煮	鮭水煮	花咲蟹時雨煮	ズワイ蟹水煮	品名
平二號	平二號	1/4キロ	四號	平二號	平二號	平二號	平二號	小型一號	同同同	罐型一函入數
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同同同	卸賣價格
八打	八打	百個	四打	四打	四打	四打	四打	百個	同同同	備考
二五〇〇	二八〇八	三六二九	一五五五	二二〇九	二〇七三	二〇七三	二〇七三	二三三三	三三三三	
格外	格外								格二 外等	
鮭照燒	鮭野菜混合煮	鮭水煮	鮭野菜混合煮	鮭水煮	鮭(雜肉)煮	鮭(ピンク)煮	鮭水煮	品名	品名	罐型一函入數
平一號	平八號	平二號	平八號	平二號	平二號	平二號	平二號	小型一號	同同同	卸賣價格
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同同同	備考
四同	八同	八同	八同	八同	八同	八同	八同	百個	同同同	
三一七六	一九七五	二〇七三	二〇七三	二〇七三	二〇七三	二〇七三	二〇七三	二〇七三	三三三三	
									格二 外等	

鳥取縣公報 第千九百九十一號 昭和十五年十二月十三日 (第三種郵便物認可)

鯧鮓煮 (いさだろ含)	鰻油漬 1ナキロ	鰻蒲焼 1ナキロ	鰻肝味付 ツナ三號	穴子蒲焼 1ナキロ	鮑水煮 四號	鰻味付 七號	北寄貝味付 平二號	帆立貝柱生身 平三號	帆立貝柱味付 平三號	帆立貝柱燻製 三號	牡蠣水煮 七號	牡蠣燻製油漬 1ナキロ
平二號	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八打三七、一〇	百個三六、二九	百個四八、六〇	四打一六、九〇	八同二一、七六	四同五三、八四	四同四一、四二	八同四一、四二	八同二九、五五	八同二九、五五	八同二五、〇〇	四同二七、五九	百個三三、八六
特等		九〇瓦入	四〇瓦入		四〇瓦入	四〇瓦入	四〇瓦入	四〇瓦入	四〇瓦入	四〇瓦入	四〇瓦入	四〇瓦入
鯧鮓煮	赤貝味付	赤貝水煮	馬刀貝水煮	馬刀貝味付	平貝味付	平貝水煮	牡蠣トマト漬	秋刀魚味付	鯧鮓混合煮	鯧鮓混合煮	鯧鮓混合煮	鯧鮓混合煮
平二號	七號	七號	七號	七號	平二號	平二號	平二號	平二號	平二號	平二號	平二號	平二號
八打二三、四九	八同三九、二六	八同三九、二六	八同三九、二六	八同三九、二六	八同三九、二六	八同三九、二六	八打二三、四九	八同三九、二六	八同三九、二六	八同三九、二六	八同三九、二六	八同三九、二六
紐付												

鯧鮓煮 (いさだろ含)	鰻油漬 1ナキロ	鰻蒲焼 1ナキロ	鰻肝味付 ツナ三號	穴子蒲焼 1ナキロ	鮑水煮 四號	鰻味付 七號	北寄貝味付 平二號	帆立貝柱生身 平三號	帆立貝柱味付 平三號	帆立貝柱燻製 三號	牡蠣水煮 七號	牡蠣燻製油漬 1ナキロ
平二號	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八打三七、一〇	百個三六、二九	百個四八、六〇	四打一六、九〇	八同二一、七六	四同五三、八四	四同四一、四二	八同四一、四二	八同二九、五五	八同二九、五五	八同二五、〇〇	四同二七、五九	百個三三、八六
特等		九〇瓦入	四〇瓦入		四〇瓦入	四〇瓦入	四〇瓦入	四〇瓦入	四〇瓦入	四〇瓦入	四〇瓦入	四〇瓦入
鯧鮓煮	赤貝味付	赤貝水煮	馬刀貝水煮	馬刀貝味付	平貝味付	平貝水煮	牡蠣トマト漬	秋刀魚味付	鯧鮓混合煮	鯧鮓混合煮	鯧鮓混合煮	鯧鮓混合煮
平二號	七號	七號	七號	七號	平二號	平二號	平二號	平二號	平二號	平二號	平二號	平二號
八打二三、四九	八同三九、二六	八同三九、二六	八同三九、二六	八同三九、二六	八同三九、二六	八同三九、二六	八打二三、四九	八同三九、二六	八同三九、二六	八同三九、二六	八同三九、二六	八同三九、二六
紐付												

鳥取縣公報 第千九百九十一號 昭和十五年十二月十三日 (第三種郵便物認可)

鳥取縣公報 第千九百九十一號 昭和十五年十二月十三日 (第三種郵便物認可)

鳥取縣公報 第千九百九十一號 昭和十五年十二月十三日

(第三種郵便物認可)

七

鯉田麩	蟹ベースト	フイッシュボ	魚園野菜混合	天婦羅	薩摩揚	竹輪
小型八六 一號號號	七號ボケツト同吾個	携同八同七同五 帶號號號號	携同八七五 帶號號號	同七五同四 號號號	平平 一號號	七四 號號
同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同
百八 個打	百八 個打	百八 個打	百八 個打	百八 個打	百八 個打	百八 個打
二六、三三、三三	六、五三	七、〇七	六六〇四八八七 九九七九八八 〇〇九六五五七	七、一六四四、 四、二四五五 四、二七八八	二、一八、 〇、七〇、 二、一八、	二、五、九三 、三、九三
特等	蟹ヲ除ク全部	特等	特等	特等	特等	特等
鯨肉味付(赤)	鯨肉味付(須の子)	海苔佃煮	昆布卷	鯛味噌	鯛田麩	
ツナ平七同六同四 二二號號號號	平四 二號號	小型同八七同六同四 一號號號號	八七五 四號號號	八同六 八號號	八同六 八號號	
同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	
四八四同八同四 同同同	八四同	十同八四同八同四 同同同	八同四 同同	八同八 同同	八同八 同同	
一三、二八、三二、 七、二八、三二、 六、九七、七〇、 六、九四、一八、	二、三、 四、三、 八、三、	二、二、二、二、 二、八、九、六、 四、三、三、四、 一、六、三、二、	一、一、一、一、 五、四、四、六、 九、九、九、 八、六、六、〇	一、二、三、 八、四、三、 七、七、九、 四、三、一、	一、二、三、 一、九、八、 〇、七、九、 六、五、三、	
同特等	同特等	特等	特等	特等	特等	

蠔螺串燒	蠔螺味付	西婦貝味付	青柳貝串燒	青柳貝野菜混合煮	青柳貝味付	蛸串燒	蛸時雨煮	蛸佃煮	蛸野菜混合煮	蛸味付
五四 號號	四 號	七 號	八七 號號	七 號	七 號	七五 號號	八 號	八 號	ツナ平八七六 二二號號號	八七四 號號號
同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同同同	同同同同
四同 二、三、 四、〇	四同 二、六、 〇、八	四同 三、〇、 六、七	八同 一、五、 九、三	四同 一、八、 五、二	四同 一、四、 二、〇	四同 一、五、 九、八	八同 一、八、 三、六	八同 一、九、 八、二	四同 九、三、 六、四、 八、三、	八同 一、六、 八、五、 〇、八、 二、七、 三、
特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等
燒蒲鉾	鱈子味付	米烏賊味付	烏賊味付	烏賊水煮	飯蛸味付	蛸味付	櫻海老野菜煮	蛸汁	蛸味付	玉蠔螺味付
七同 二、 九、 五	四 號	七 號	八七四 號號號	七 號	平八七 二號號	平平七 二號號	八 號	八六 號號	携帶 號號	小型平八七 一號號號
同同	同同	同同	同同同	同同	同同同	同同同	同同	同同	同同	同同同同
四同 二、 九、 五	四同 一、 九、 三、 九	四同 一、 九、 六、 六	八同 一、 六、 五、 九、 八	四同 一、 七、 三、 九	八同 一、 三、 九、 七、 四	八同 一、 二、 六、 四、 八	八同 一、 四、 二、 〇	八同 一、 五、 一、 〇	八同 一、 四、 五、 八	百八八四 個同同打 〇、三、五、 三、九、三、 〇、四、八、 四
特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等

鳥取縣公報 第千九百九十一號 昭和十五年十二月十三日

(第三種郵便物認可)

六

鳥取縣公報 第千九百九十一號 昭和十五年十二月十三日 (第三種郵便物認可)

坐禪豆	十六豆	うづら豆	紫豆	きんさん	茹小豆	蜜豆	(蜜ブローケン) 柑	夏密柑
六四號	七號	六四號	七號	四號	四號	四號	四號	三號
同	同	同	同	同	同	同	同	同
八四打	四同	八四同	八四同	四同	四同	四同	四同	三同
二〇八、七五	一四、一五	一八、七五	一八、七五	一六、七九	一六、六八	一六、六八	一六、六八	二五、三六
二	二	二	二	二	二	二	二	二
白桃	黃桃	洋桃	櫻桃	マラスキノチ	エリ	レドチエリ	二號	二號
同	同	同	同	同	同	同	同	同
四同	四同	四同	四同	四同	四同	四同	四同	四同
三、五、三、七、六、七、一、五	七、七、七、五、五、九	〇、二、〇、一、三、五、三	〇、二、〇、一、三、五、三	〇、一、九、〇、二、三、三、三	〇、一、九、〇、二、三、三、三	〇、一、九、〇、二、三、三、三	〇、一、九、〇、二、三、三、三	〇、一、九、〇、二、三、三、三
二	二	二	二	二	二	二	二	二

三ツ葉水煮	ほうれん草水	京菜水煮	白瀧水煮	菫蕪水煮	銀杏水煮	もやし水煮	葉唐辛子佃煮	野菜混合煮	野菜サラダ	野菜スープ	福神漬
二號	二號	二號	二號	二號	二號	二號	二號	二號	二號	二號	二號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二打	二同	二同	二同	二同	二同	二同	二同	二同	二同	二同	二同
一三、九九	一三、〇四	一三、〇一	一三、〇一	一三、〇一	一三、〇一	一三、〇一	一三、〇一	一三、〇一	一三、〇一	一三、〇一	一三、〇一
特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等	特等
奈良漬	味淋漬	辛子漬	澤庵	於多福豆	葡萄豆	小型八七	八同	八同	八同	八同	八同
二號	二號	二號	二號	二號	二號	二號	二號	二號	二號	二號	二號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八四同	八四同	八四同	八四同	八四同	八四同	八四同	八四同	八四同	八四同	八四同	八四同
五、九、五、〇、六、六、七	五、九、五、〇、六、六、七	五、九、五、〇、六、六、七	五、九、五、〇、六、六、七	五、九、五、〇、六、六、七	五、九、五、〇、六、六、七	五、九、五、〇、六、六、七	五、九、五、〇、六、六、七	五、九、五、〇、六、六、七	五、九、五、〇、六、六、七	五、九、五、〇、六、六、七	五、九、五、〇、六、六、七
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

鳥取縣公報 第千九百九十一號 昭和十五年十二月十三日 (第三種郵便物認可)

00094

00093

燒豆腐	寄せ鍋	オレンジマ マレトド	葡萄酒	無花果ジャム	林檎ジャム	櫻桃ジャム	桃ジャム	杏仁ジャム	苺ジャム
六五四三二	五平平四	ジャム八五	五	八五	八五	五	五	八五	八五二一
號號號	號打號	號號號	號	號號	號號	號	號	號號	號號號
同同同	同同同	同同同	同	同同	同同	同	同	同同	同同同
八四四	四四四	八八六	六	八六	八六	六	六	八六	八六二六
同同同	同同同	同同同	同	同同	同同	同	同	同同	同打個
二二二	二二二	三二二	二	二二	二二	三	二	二二	二三二
〇六八	〇八	〇七九	二七	四七	一七	〇	二八	七九	八二二
一四八	九八	五五五	九二	二〇	九二	六七	八四	〇七五	五四九四
四二五	八六〇	五九四		五〇	八二				七八五
					二等				
		蜆水煮	清酒	甘酒	御飯(各種)	五目壽司の素	小型油揚味付	おでん	
同七同	同同	七	五	七	平	六	七	携	角
號號	號號	號	號	號	一	號	號	帶	二
同同	同同	同	同	同	同	同	同	同	號
同同	同同	同	同	同	四	四	四	同	八
四同	八同	四	四	四	八	八	八	同	四
三三	四四	一	二	四	一	七	三	二	二
一三	八四	〇	〇	七	五	六	〇	九	二
〇四	一九	四	五	八	〇	七	七	五	九
〇五	八七	七	三	二	七	四	〇	四	六
	六〇	七	七	三	七	一	七	五	八
二等	二等	特	特	格					
		等	等	外					

九杏	割枇杷	九枇杷	和梨	洋梨					
七四	携同七	七五四三二	七五四七五	四三二					
號號	帶號	號號號	號號號	號號號					
同同	同同	同同同	同同同	同同同					
四四	四同	四四三二六	四四四四	四三二					
同同	同同	同同打個	同同同	同同打					
一一	一一	一一	一一	一一					
五七	四一	一四四	四三五六八	五五五					
九八	二二	〇六六	一六九九三七	六六六					
八二	七八	五六六	五六八〇一四	五五五					
	二等		雜外吉晚 郎長紀廿 他三 十世 種						
チ	ダ	栗	金	木	か	無	燒	林	割
フル	フル	せん	柑	瓜	りん	花	林	檜	杏
ツ	ツ	さい	煮			果	檜	檜	
ボン	サラ	い				樹	檜	檜	
七五	五四	携	七	四	四	四	四	四	五
號號	號號	帶	號	號	號	號	號	號	四
同同	同同	同	同	同	同	同	同	同	二
四同	四同	十	四	四	四	四	四	三	二
四同	四同	同	同	同	同	同	同	二	打
一一	一一	二	三	一	一	一	一	七	三
七七	八二	二	二	五	八	七	九	七	八
〇四	〇六	二	四	一	七	七	六	七	三
〇五	五〇	五	一	八	八	八	二	八	四
		式	九						
	特	漬							
	等	タ							

◆鳥取縣告示第九百九十五號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル伯州棉製綿販賣價格左ノ通指定ス
昭和十四年十二月鳥取縣告示第八百二十三號中伯州棉製綿販賣價格ハ之ヲ廢止ス
昭和十五年十二月十三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

伯州棉製綿販賣價格

種 別	混棉割合	單位	卸賣價格	小賣價格	備 考
伯州棉中入綿一等品	伯州棉ノミ	一貫	一三、一八	一四、七六	
伯州棉中入綿二等品	伯州棉 七割 天津棉 三割	同	一二、八七	一四、四一	

◆鳥取縣告示第九百九十六號
青年學校令ニ依リ左記私立青年學校ノ設置ノ件昭和十五年十一月三十日付認可セリ
昭和十五年十二月十三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 名 稱 鳥取縣東伯郡私立同榮女子青年學校
- 二 位 置 鳥取縣東伯郡日下村大字上井四百四十九番地
- 三 開校年月日 昭和十五年十二月一日

◆鳥取縣告示第九百九十七號
氣高郡瑞穗村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年五月二十日付左ノ通指定セリ

昭和十五年十二月十三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

校 數 位 置 就 學 區 域

壹 氣高郡瑞穗尋常高等小學校ニ併設 瑞 穗 村 一 圓

◆鳥取縣告示第九百九十八號
氣高郡大和村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十月三十日付左ノ通指定セリ
昭和十五年十二月十三日

校 數 位 置 就 學 區 域

壹 氣高郡大和尋常高等小學校ニ併設 大 和 村 一 圓

◆鳥取縣告示第九百九十九號
岩美郡福部村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十一月十五日付左ノ通指定セリ
昭和十五年十二月十三日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

校 數 位 置 就 學 區 域

貳 校 岩美郡元鹽見尋常高等小學校ニ併設 大字左近、久志羅、中、藏見、南田
岩美郡服部尋常高等小學校ニ併設 栗谷、八重原、箭濱、高江
大字湯山、海土、細川、岩戸

◇鳥取縣告示第千號

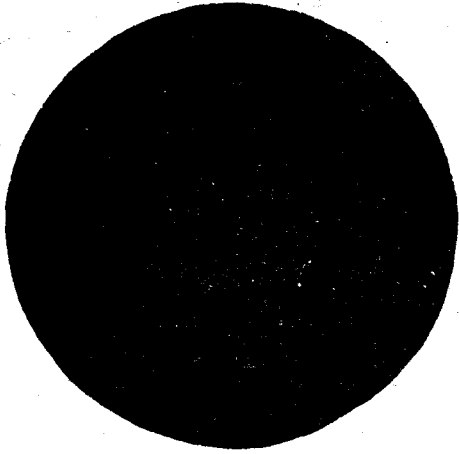
昭和十五年十二月鳥取縣告示第九百七十號鳥取縣裝蹄師會ノ區域左ノ通トス
昭和十五年十二月十三日

區域 鳥取縣一圓

鳥取縣知事 八 田 三 郎

彙 報 第八十四號

事 變 特 報

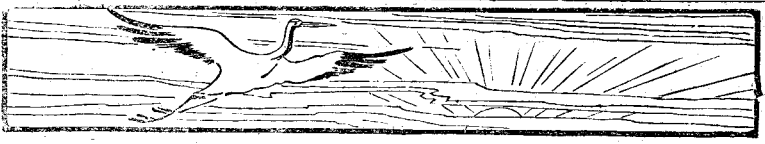


舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

目 次

- 一 日華基本條約と日滿華共同宣言……………(知事官房) 二三頁
- 一 宅地建物等價格統制令の概説……………(保安課) 二六頁
- 一 神宮大麻額布の御趣意……………(社寺兵事課) 三〇頁
- 一 建築用物資配給統制に就て……………(保安課) 三二頁
- 一 新體制運動と貯蓄……………(時局課) 三四頁
- 一 紀元二千六百年奉祝鳥取縣記念事業……………(知事官房) 三七頁
- 一 眼を護りませう……………(衛生課) 三八頁
- 一 貯蓄債券、報告債券の賣出し……………(時局課) 四〇頁
- 一 文部省推薦映画……………(社會教育課) 四三頁

重 要 資 物 は 戦 線



日華基本條約と

日滿華共同宣言

△ 基本條約

十一月三十日、南京に於て帝國全權阿部大使と國民政府汪行政院長との間に日華間基本條約が、調印されました。これによつて日本政府は汪精衛氏を主班とする國民政府を中華民國の唯一の政府として承認し、今後兩國政府は手を携へて東亞新秩序の建設に邁進することになったのであります。

この歴史的な條約の基底をなす根本理念は條約前文に明らかにされてゐるのであります。即ち兩國は東亞に於て道義に基づく新秩序の建設といふ共同

理念に向つて、善隣としての緊密な協力を約束し、且東亞に於ける恒久的平和の確立に努力すべきことを誓つたのであります。

條約は九ヶ條あるのでありますが、第一條、第二條、第三條及第六條が特に注意を要するものであります。第一條では、兩國は善隣交友の關係を維持するために互に主權及び領土を尊重し、政治、經濟、文化の各般に亘つて互助の手段を講ずると共に、一方兩國間の好誼を破壊するやうな行爲の禁絶を誓つて居ります。第二條では特に文化の融合と發展を規定し、第三條では一切の共產主義的破壊工作に對する共同防衛及びこれに伴ふ日本軍の駐兵の事を規定してゐるのであります。第六條は經濟提携の條項でありまして、全般的には平等互惠の原則に基づく兩國間の緊密な經濟提携を規定し、特に華北蒙疆に於ける特定資源、なかなしく國防上必要な埋藏資源開發に關する協定を規定し、且つ中華民國はこれら資源の利用に關して日本及び日本國臣民に對して積極的に便宜を供與すること

を約して居ります。また場子江下流域は我が國とは通商上最も緊密な關係にありますので、この方面に於ける通商交易の増進と、日本と北支、蒙疆方面との間に於ける物資需給の合理化について規定して居り、これに對して日本は産業、金融、交通、通信等の復興發達について全面的の協力を約束してゐるのであります。

言葉をかへていへば、主權尊重、善隣外交共同防共、經濟提携の四原則が、以上の條項に明かに定められてゐるわけでありませう。

第四條、第五條は云はば過渡的規定とも云ふべきものでありまして、日本軍隊の撤兵、艦船部隊の駐屯等を規定したものでありますし、第七條はこれ等の新しい兩國間の發展に即應して舊習を打破する意味を以て、遠からず日本政府は治外法權の撤廢と租界の還付を實行し、支那國民の要望に副ふと共に、國民政府はその内地を日本國臣民のために解放し、いよく提携の實をあぐべきことを約束してゐるのであります。

第八條、第九條は條約目的の達成上必要な事

は更に約定すること及び條約實施の日を署名の日とすることが定められて居ります。

△ 附屬議定書

以上が基本條約の主要な點であります。その附屬議定書が五ヶ條あります。

その第一條は、國民政府は戰爭行爲の繼續する期間中はこれに伴ふ特別の事態の存在することを認め、また日本に對して必要な協力上の措置をとることを約束して居り、また日本側では戰爭繼續中といへども特別の事情がない限り、今回結ばれた條約の主旨に應じてその特殊情勢の調整をすることを約束して居るのであります。

第二條には、新國民政府は從來の臨時政府並びに維新政府の處辨した事項を承認し、ただその中の調整を要する事項については今回の條約の主旨に従つて、兩國間の協議によつて速かに調整することを規定して居ります。

第三條は日本軍の撤兵のことでありまして、戰爭狀態が終了し、治安が確立すると共に二ヶ年以内に撤兵を完了することを日本側は約束し

國民政府は右の二ヶ年以内に治安を確立すべきことを保證して居ります。

第四條では、事變によつて日本國民個人の蒙つた損害の補償を民國側が約束し、一方日本側は今回の事變によつて生じた中華民國の難民の救済について全幅的に民國側へ協力することを約束して居ります。

第五條はこの議定書を條約と同時に實施することを定めたものであります。

△ 議定書の諒解事項

なほ條約調印に當り、附屬議定書に關する日華兩國全權委員間の了解事項が成立して居ります。これは主としてこの事變によつて起つた特別な状態を調整することを眼目として居るものでありまして、第一は徵稅機關の調整、第二は軍管理中の工場、鑛山、商店等の中華民國側への移管、第三は合辦事業、特に資産の評価、出資の比率等に關する調整を規定し、第四に於ては、新しい日華經濟提携の原則と抵觸しない範圍に於て中華民國政府の對外貿易に關する自

主的統制を認めて居ります。第五は交通通信に關する事項であつて、調整を要するものは速かに兩國間で協議決定することになつて居ります。

△ 日滿華共同宣言

右の條約に續いて阿部全權、汪行政院長、臧滿洲帝國參議との間に日滿華共同宣言が調印されましたが、これは日華基本條約の前文と同様に、東亞の新秩序建設、恒久的平和の確立に三國が相協力することを約し、三國は相互に主權と領土を尊重し、互恵を基調とする三國間の一般提携、殊に善隣友好、共同防共、經濟提携の實をあげるために必要な一切の手段を講ずることを約束して居ります。

この共同宣言によつて中華民國國民政府は滿洲帝國を承認し、また滿洲帝國は中華民國國民政府を正式に承認することになつたのであります。

△ 帝國政府の聲明

右條約の締結に當つて、我が帝國政府は次の聲明を發表しました。左にその全文を掲出

00105

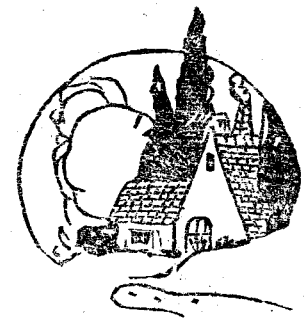
致します

帝國ハ曩ニ更生支那トノ關係ヲ調整スベキ根
本方針ヲ中外ニ闡明シ支那ニ對シ東亞新秩序建
設ノ任務ヲ分擔センコトヲ提唱セリ。爾來年ヲ
閱スルコト二年、此ノ間我が提唱ニ共鳴セル人
士ニヨリ樹立セラレタル新政府ハ、皇軍武威ノ
宣揚ニ伴ヒ着々其ノ歩ヲ固メ來リ今茲ニ日滿支
三國間ノ關係ヲ律スベキ締盟ノ成立ヲ見ルニ至
レリ。

抑モ本條約ノ意義タルヤ、世界ヲ舉ゲテ新舊
秩序相交流スル一大混亂期ニ方リ、眞ニ人類相
愛ノ大道ニ立脚シ、天與ノ分ヲ守リ有無相通、
共存共榮ノ世界新秩序建設ノ先驅タルヲ明カニ
スルモノニシテ東亞民族ノ欽懷之ニ過グルモノ
ナカラン。

然リト雖モ締盟ノ成立ハ事ノ初動ニ屬ス。其
實效ヲ收ムルハ今後ニ在リ。加之支那ニハ今尙
民族協和ノ大道ヲ覺ラズ、救國ノ大事ヲ抗戰ノ
一途ニ求メ民ヲ驅リテ新秩序建設ノ前途ヲ擁塞
スルノ走狗タラシムル勢力ノ殘存スルアリ。

他方世界混亂ノ結果ニ因ル列國ノ功利的策動亦
熾烈ヲ加ヘ爲ニ抗戰勢力ヲシテ益々其迷蒙ヲ深
カラシメツツアリ。東亞新秩序ノ前途尙ホ滋キ
ヲ覺悟セザルベカラズ。之ニ處スル各般ノ對策
準備ハ一ニ我國民ノ聰明ト努力トニ存ス。由來
光榮ノ存スル處責務之ニ伴フ。帝國ハ其責務ノ
愈々重大ナルニ省ミ萬難ヲ排シテ東亞新秩序建
設ノ大業ニ邁進セザルベカラズ。



土地建物等價 格統制令の概 説

土地と建物があらゆる經濟活動の基本的要素
であり、その價格の適否が國民の經濟生活上重
大な關係をもつことは云ふまでもない。支那事

00106

變勃發以來、生産力の擴充に伴つて工場敷地の
需要が増大し、また勞働力が都市その他の般賑
産業地帯に集中したため住宅が拂底し、その結
果宅地や建物の價格は漸次昂騰の一途を辿りつ
ゝあつた。そこに昨年十月から實施された價格
等統制令のいはゆる九・一八ストップが、土地
建物の價格を一應ストップから除外されてゐた
關係上、その投機的思惑賣買、先高見越による
賣惜みの傾向が現れ、右の價格騰貴に一層の拍
車をかけた。

他方、近年土地分讓が簇出し、これが宣傳廣
告などによつて土地熱を煽り、また惡質のプロ
ーカーが現はれる等の種々の事情によつて、宅
地、建物の價格の騰貴は事變前の數倍に達する
ものもあると云ふ状態となつた。かうなると單
に家賃や地代が高くなるだけでなく、時局に緊
要な産業に必要な土地を得ることが困難となり
假りに求め得たとしても生産費が割高となる。
かくては政府が從來堅持して來た國民生活の安
定や、低物價政策の完遂に亀裂を生ずることに

なるので、こゝに宅地建物の價格の抑が緊要
な問題となつてきたのである。

そこで政府は、國家總動員法第十九條に基づ
いて宅地建物等價格等統制令を制定し十一月二
十一日勅令を以て公布して同月二十五日から施
行することになつたのである。

宅地、建物の價格の統制は全面的統制が望まし
いのであるが、技術的に困難な問題もあり、そ
の他種々の都合があるので、差當つて今回は最
も弊害の甚しい部分の價格だけを抑制すること
とし、他は今後の研究に俟つこととなつてゐる
即ち本令は、投機的に宅地または建物が轉々
と賣買される場合、宣傳廣告によつて土地熱を
煽り、地價を異常に釣上げて弊害の起り易い土
地分讓の場合、宅地以外の土地(農地など)が
住宅地や工場敷地等として讓渡される場合、以
上三つの場合の不當な價格昂騰を抑制せんとす
るものである。

03107

本令によつて統制を受けるのは宅地の價格、建物の價格、宅地にするために譲渡される宅地以外の土地の價格、建物の所有を目的とする地上権及び賃借權の價格である。なほ、土地または建物の譲渡契約に附隨して定められる場合には營業權や、造作、附屬設備、附屬築造物等の價格についても本令が適用される。

本令で「宅地」と云ふのは「建物所有の目的に供される土地」をいふのであつて、いはゆる住宅地だけでなく工場敷地なども含んでゐるのである。また本令の宅地は地租法の地目に關係なく、現に建物所有の目的に供されるものであれば、たとへ公簿面の地目は田、畑、山林、原野となつてゐても本令の適用を受けるのである。

今、本令の骨子を記すと大体次の通りである
△昨年九月十八日以後に建てた建物で、建築後自分が使ふとか他人に借したものは、建築費に登記料、不動産取得税、同附加税、建築税及び受益者の負擔金を加へた金額以上で賣つてはな

らぬ。即ち實費以外何等の利益を認めない。又建築したまゝで使用してゐない建物については建築費に登記料その他の實費を加へた以外に建築費の七分程度の利潤を認める。この七分は幾分公債利子などに較べて高すぎるけれども、住宅拂底の折から住宅建築を促進する意味が含まれてゐるのである。

△昨年九月十八日以後に買った宅地及び建物は、買った値段に前述の登記料その他の公租公課を加へたもの以上で賣つてはならぬこととし、思惑轉賣を徹底的に取締ることになつてゐる。
△なほ以上の土地建物を取得した後地均しをするとか、増築をしたといふやうな場合は地方長官の許可を得て、それに要した費用を認められることになつてゐる。

△分譲地の價格については地方長官の許可を得ることとしてあるが、この分譲地とは自分または他人の土地を廣告して分割賣渡す場合を云ふのであつて、親がその子に宅地を三分するとか、又は自分所有の宅地を友人二人に割して

03108

譲渡する場合などはこゝにはゆる分譲とはならないのである。

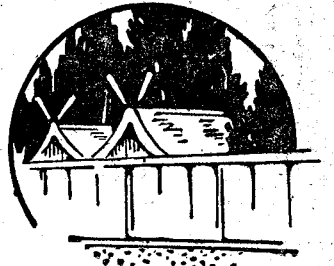
土地分譲は昨年九月十八日以後取得されたものであると否とを問はず、すべて分譲廣告前に認可を受けることを要するのであつて、その認可價格を超えて取引した場合は、分譲者だけでなく譲受人も亦罰せられることになるから注意を要する。

以上が本令の要點であるが、この外本令では行政官廳が許可又は認可等の處分をなす場合に於ける價格の適正を期するため事案の重要な處分については、各道府縣に設けられた宅地建物評價委員會の意見を聽くことを要することとなつてゐる。

◆ 本令に違反した者は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられ、場合によつては情狀により懲役及び罰金を併科される。また行政官廳から要求せられた報告や命令に違反した者は千圓以下の罰金、臨檢、検査を拒み、妨げ又は

忌避した者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられる。なほ法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して本令の違反行為をなしたときは、その行為者は勿論その他法人又は人も亦處罰せられる。

◆ 近時國民經濟活動に對して「公益優先」の理念が提唱せられてゐるのであるが、土地こそその本然の姿に於て最もこの要請に適合すべき性格を内包してゐるものと思はれる。そもそも土地は「普天の下皇土に非ざるは莫」いのであつて、我々臣民はこの貴い土地を大御心に副ひ奉り、國家のため最も有効に行使すべき責務を有するのである。従つて土地所有者はこの責務を忠實に履行すべき光榮ある權利であると考ふべきであるまいか。この意味に於て土地を投機的利益の對象とし、乃至は専ら私益の具に供するといふことは嚴に戒心せねばならぬことゝ信ずる。
我々はかゝる理念の下に本令の實施につき、一般國民がよく協力して所期の成果を擧げることが祈念して止まない。



神宮大麻頒布

の御趣意

神宮大麻は我國民が各自其家庭に於て日毎朝夕 神宮を敬拜し 天照大御神の御神徳を仰ぎまつらるゝために 神宮より全國の全家庭へ頒布される 大御神の大御璽であらせられます。大麻を 神宮から全國に頒布することになつたのは明治五年からでありまして、從來とても伊勢の師職家から各地の檀家へ頒布されてゐたのであります。それは全く私の性質を帯びたものであり、又種々の弊害も伴つて居ましたので維新の際全部之を御停止になり、改めて 大御神の大御璽として大麻を全國に頒布せらるゝこ

となつたのであります。而してこの際に大麻頒布の御趣旨を明に定めらるゝと共に、この頒布の事業を 神宮の事務即ち國家の事務として取扱はしめられたのであります。

即ち神宮大麻は我國民が家庭に於て、皇天御神を敬拜する 神宮のみしるしであらせられましてこの貴い みしるしを全國に頒ち、全國の全家庭をして 神宮を崇敬せしめよとの廣大無邊なるありがたい御趣旨は實に 明治大帝の御睿慮に本づくのであることが拜される次第であります。

時の政府は以上の御趣旨を奉體してこの當時より 神宮大麻を海内一般に毎年拜受せしむる計畫を立て、而して其の頒布の事務を全く公の仕事として取扱ふこととせられたのであります。今日 神宮より大麻を頒布せられるにも勅令で定められた神宮神部署と申す官衙をして管掌せしめられつゝある次第であります。

神宮大麻は毎年十月十五日から始めて年の終りへかけて全國の家庭へ頒布されるのであります。

大麻を時此期に頒布するのは、やがてめでたく迎へらるゝ新春の初に、先づ之を神棚に奉安して 神宮を敬拜せらるゝために、毎年歳の暮に頒布することゝなつて居ます。朝廷に於かせられても新年の始には四方拜の御儀があり、御政治始には先づ第一に神宮の御事を聞召されます。全國の全家庭に於てめでたい新年の行事の第一に、神宮の新しい大麻を奉安して、全國民が一齊に 天照大御神を敬拜するといふ事は何といふ莊嚴な何といふ美はしい御國風ではないでしょうか。年毎に大麻を新しく致しますのは敬神の道は第一清淨を尙ぶからであります。臨時に敬拜する 神のみしるし、神籬(お神)はその度毎にお取換になりますやうに、家庭に於て敬拜する大御神のみしるしを年毎に御改め申すことゝなつて居るのも實にかんがらなる我御國風に本づく次第であります。

御初穂料は大麻を拜受せらるゝ家からは拾錢、特に希望によりて大大麻を拜受せらるゝ家からは五拾錢と定められて居ります。

御初穂料は即ち御初穂が本體であります。年毎に收穫したる新穀の初穂を先づ第一に天照大御神にお供へする。これが我國民一般の大御神に對しまつる神恩奉養の普遍的習慣であつて、しかも建國の昔から始つて家庭内の年中行事となり、更に師職家を通じて、神宮に供進する一般國民習慣となつたのであります。畢竟 神宮大麻頒布の事實的基礎もこの歴史的國民習俗に存するのであります。實は御初穂料の献納が原因となつて大麻頒布の事が起つてまいつたのであります。されば今日といへども御初穂料は決して大麻の代價と申すやうな意味合のものではなく御初穂料はあくまで御初穂であつて、全國民より 神宮への奉養として受領致し、大麻はこの奉養的表示をせられた家庭に對して、これは 神宮より國民への寄贈として頒布する次第と存せらるゝのであります。併し長い間の習慣の下に事、の前後が交錯して大麻を拜受する爲に、御初穂料を納めるといふ風に形はかはつて來て居ますが、その本義は今も昔も毫も異なる處

はないので有らうと思ひます。然るに御初穂料に定額が示されて居るのは全く便宜の事情に由ることゝ存じます。全國の全家庭より 神宮への毎年の奉養 神宮より全國の全家庭への毎年の頒布、この淨かにして懐かしい神人の合體、かやうな美はしい貴い事實を普遍に實施し、永遠に傳襲するには、其處に萬人に心安かるべきある標準と、又此等の事務的取扱を最も明淨且簡易ならしむるための考慮とが必要であること諒察せられたいのであります。

神宮大麻は現に國內に於て五百六十萬の家庭、國外に於て十萬の家庭に奉安せられ、日別朝夕數千萬の我が同胞國民によりて 神宮敬拜の事實が行はれつゝあるのであります。

本縣で大麻を拜受せらるゝ家庭は逐年に増加して、昭和十四年は五萬三千七百七戸拜受せられましたが、本縣全家庭の總數から見ますれば、まだ漸くに其五割にしか達しないのであります。或は縣民の中にはこの大麻の頒布を一般の神社のお札の配布と殆ど同様に考へてゐるやうな

認識の足りない人もあるやうに聞き及びますことは誠に恐れ多い極みでありまして、全國の全家庭より 神宮への奉養 神宮より全國の全家庭への頒布と云ふこの有難い御趣旨を徹底しこの美はしい御國風の完成をいたしまして悠久二千六百一年の輝かしい新春より全戸洩れなく、神宮大麻を拜受致すやうにし度いものと存する次第であります。



建築用物資配給統制に就て

支那事變勃發以來建築用物資に付ては使用制限、配給統制の形式に於て個別的統制を實施して來たのであります。物資の需給逼迫の現況に鑑み、本縣に割當られたる建築用物資に付ては一層の適正を期する爲、一般民需用建築に使用する物資に對して建築用物資配給統制要綱を定め、十一月二十九日より綜合的に配給統制を實施する事と成つたのであります。

其の要點は左記の通でありますから建築主、建築工事關係業者に於ては右趣旨を了解せられ建築工事進捗上遺憾なきを期せられたいのであります。

一 統制物資の範圍

統制物資とは割當を受ける耐火木材、釘、針金、鐵線、亞鉛鐵板、メタルラス、ワイヤラス、石綿スレート、セメント、網入ガラス以上十品目であります。特に少量の場合は割當證明書の發行が出来ぬ事もありますから、此の場合は各自一般小口で切符なしに購入する事になります

二 配給統制の方法

統制物資の割當を望まれる建築主は、建築用物資需要申告書を建築地の警察署を經由して鳥取縣知事に提出するのであります。縣では鳥取縣に割當られた建築用物資量の範圍内で統制物資の使用量を査定し、其の用途、數量を指定の上割當證明書を交付します。(但し釘、針金、鐵線、亞鉛鐵板、セメントの五品目には從來の機關で割當證明書を發行します)

右物資は建物の用途に依り、時局産業、生産擴充方面等緊急を要するものに優先的に割當てるのは勿論であります。其の他一般の建物についても急、不急を調査し割當の順位及び割當量を縣で決定することになつて居ります。割當證明書は之と引換に販賣人より物資を購入出来るのであります。

三 需要申告書の提出

申告書は所定の様式に據り正副二通を所轄警察署經由、鳥取縣知事に提出せねばなりません。(市街地建築物法の適用を受けたものはその願届書に需要申告書を添附提出すれば宜しい) 必要のあるときは申告書に建築物の平面圖、配置圖及び物資の使用場所を明示する圖面の提出を要求することがあります。木造建築物統制規則の適用を受ける建築に付てはその工事に使用し得る物資を指定しますから別に需要申告書は提出を要しません。

四 其の他

割當證明書の交付を受け建築工事中に需要申

告書に記載した事項を變更するときは改めて申
告せねばなりません。又建築工事を廢止した時
は直に割當證明書を返附せねばなりません。割
當證明書は他人に譲渡してはなりません。其の
他不審の點に付ては鳥取縣保安課又は所轄警察
署に問ひ合せて下さい。

x x x x



新體制運動と貯蓄

◇ 國防國家の建設と貯蓄

莫大な國幣と尊い犠牲とを拂つて遂行しつゝ、
ある今次事變の終局の目的が、日滿支の堅い結
合を基調とする大東亞の新秩序建設にあり、更
に進んでは世界の新秩序の確立にあることは云
ふまでもないが、こゝに我々がハッキリ掴んで
置かねばならぬことはこの偉大な歴史的使命を

果すについては、是が非でも今日急速に高度の
國防國家を整備する必要があるといふことであ
る。
そして、これがためには多量の物資と巨額の資
金がなくてはならない。言ひ換へると經濟的な
國力が、國防國家體制確立上の一つの大きな條
件なのである。

ところで、いま資金の問題をとり上げて見る
と、我々國民が直接このことに御奉公出来る途
としては、應分の租稅負擔に任じ、また進んで
國債や貯蓄債券、報國債券に應募し、又は貯金
をすることであるが、一枚でも多く國債を買ふ
ためにも一錢の貯金をするにも、いふまでもな
くそれだけの金を我々のふところに作らなくて
はならぬ。こゝから貯金と國防國家體制的確立
といふ問題の第一の關係が生じて来る。

第二に、國防國家體制的確立には極めて多量
の物資を國家の必要に應じて供給しなければな
らぬが、その爲に我々が今すぐにも出来ること
は、何でもいゝから物資の消費をできるだけ切

りつめるといふことである。

かうして節約した物資は、何時か、何處かで
必ず國家のお役に立つのである。そしてこのこ
とは、一面我々が貯蓄に勵むといふことに外な
らぬ。こゝに貯蓄と國防國家體制的第二の關
係が見られる。

第三に、國防國家體制を確立し、進んで東亞
世界の新秩序を建設するにあつて、一體、國
民はどんな生活態度をとるべきかといふ問題が
ある。それにはいろ／＼の事が言へやうが、ど
にかく古今の歴史を通じて、奢侈浮華に耽つた
國民が發展した事實はなく、反對に質實剛健な
國民の頭上にのみ歴史における輝かしい榮光の
あつたことを我々はこの際想起すべきである。

さうすれば、我々は日常生活を少くも勤儉力
行を以て貫かなければならないことは多くの論
議を必要としないだらう。こゝでも貯蓄といふ
ことは極めて重要な意義を持つて来る。

以上高度國防國家體制的確立と貯蓄との關係
の二・三を述べたのであるが、このことは同時

に、新體制と貯蓄との關係がどんなものである
べきかといふことも暗示してゐる。

即ち、高度國防國家體制的確立が國民の新し
い再組織たる新體制によつて強力に推進される
限り、一見無關係のやうにも考へられる貯蓄と
いふ問題も、また新體制と密接不可分の關係に
あるのである。

そこで銃後國民は、この際一大決意を以て勤
儉力行、貯蓄を勵行し、國防國家の建設にあた
つて絶対に必要とする物と金との調達に全力を
傾注し、聖戰遂行の目的達成に聊かたりとも搖
ぎのないやう努むべきである。之がとりもなほ
さず「臣道實踐」を、貯蓄といふ方面から實踐
することに外ならぬのである。

◇ 公益優先の精神と貯蓄心

近衛首相が本年八月二十八日の新體制準備委
員會で行つた聲明の中で、新體制運動は「政黨
政派、經濟團體、文化團體の一切を包括して、
公益優先の精神の下に、わが國を飯一せんとす
る超政黨運動である」と述べられてゐるが、こ

れは一億國民が一體となつて、公益優先の精神を發揮することによつて始めて新體制の確立が期し得られるといふことを説いたものである。

ところで、今までの自由主義經濟においては公益といふことが第一であり、従つて貯蓄といふことも専ら私益中心に考へられてゐた。貯蓄すれば自分のためになるから」といふのが貯蓄に對する考へ方であつた。然るに、今や經濟に對して公益優先といふことがいはれる。

然らば 貯蓄は、この公益優先の精神と一致するものであるかどうか。

世上にはやゝともすると貯蓄といふことは個人銘々が自分の財を蓄積する目的でやるのであるから、それは明らかに利己主義的行爲であつて公益優先の精神には副はぬ、といふやうに考へる者もあらうが、これは誤りである。

なるほど平時の、しかも自由主義的な考へ方からすれば、或はさういつた見方も一應は肯定されるかも知れない。然しながら、國運を賭し國を擧げて戦つてゐる非常時局下の今日に於て

は、自分が貯蓄したお金は戦費の財源に充當される國債や軍需品の生産方擴充資金として役立つのである。また報國債券や貯蓄債券を買ふのもみんなお國のためである。

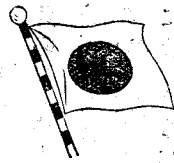
即ち、この戦時下に於ける貯蓄は所謂戦時貯蓄であつて、先づお國のために役立ち、延いてそれが自然に一身一家の繁榮の基礎になるのであるからこれほど立派な公益優先はない。これが戦時貯蓄の大なる特色であつて、公益優先の精神はかういふ所から實行することによつて始めて具體的に確立されるのである。

問題は貯蓄といふことを正しく考へ、正しく實行するところに、新しい理念を合し、又戦時財政經濟の基礎を確立し得るのである。

() () () ()

紀元二千六百年奉祝

鳥取縣記念事業



光輝ある紀元二千六百年を奉祝する國家的な記念事業としては、橿原神宮境域並びに畝傍山東北陵參道及び宮崎神宮の擴張整備、神武天皇聖蹟の調査保存顯彰、御陵參拜道路の改良、國史館(假稱)の建設、日本文化大觀の編纂出版及び紀元二千六百年記念日本萬國博覽會の開設等があつて、そのあるものは既に完成し、あるものは着々進捗してゐるのであるが、一面また各府縣及び市町村等に於てもそれ〴〵奉祝記念事業を計畫實施しつゝあるのであつて、わが鳥取縣としては次の三事業を實施して意義深いこの年を永遠に記念することになつてゐる。

一 上代因伯史編纂

上代因伯史を文化史的方面と考古學的方面とから調査研究して、向後二ヶ年半に完成するのである。

主任 京都帝國大學教授、文學部長
文學博士 西田直二郎氏

委員 梅原末治氏(交渉中)
木山竹治氏
倉光清六氏
足立正氏

二 名和公傳出版
本縣出身、建武中興の大忠臣名和長年公の傳を向後二ヶ年半に完成するものである。

主任 東京帝國大學教授
文學博士 平泉澄氏

委員 東京帝國大學史科編纂官補
松本周二氏
元東京帝國大學國史學科副手
三木正太郎氏
眞田三六氏
太田勝友氏

三 記念造林事業

公有林野に七十ヶ年の地上權を設定し、十ヶ年間に植栽し爾後手入れ撫育して造林を完成するものである。

1 樹種 杉

00117

2	面積	二〇〇町歩
3	造林經費	一七二、七九〇圓
財源		
	國庫補助金	一二、二〇〇圓
	縣費	一六〇、五九〇圓
4	收入豫定	
	總收入	二、二〇一、五八〇圓

土地所有者交付金 九九〇、七一〇圓(四割五分)
 縣收入 一、二一〇、八七〇圓(五割五分)



眼を護りませう

御承知のやうに身體中で眼は最も大切な場所であつて、若し眼が見えなくなると、先づ第一に充分働くことが出来ない。又眼は智慧の窓と云つて學問をしやうと思つても出来ないし、又此の頃のやうに非常時にお國のために戦に出やうと思つてもこれも出来ない。斯う云ふ譯であるから我々はお互に自分の眼を悪くしないやうに心がけるべきである。

それにはどうしたらよいかと云ふと、第一に眼を疲らさぬ様にしこすらぬ様にすることである。眼は極く鋭敏に細かく出来てゐるのであるから、之をこすつて傷をつけると血がよつて赤くなり炎症が起つて眼脂が出、又汚い手で眼をこすると悪い微菌が眼の中に入つて、それがもとで(トラホーム、トラコーマとも云ふ)やうな病氣がうつることがある。だから眼を悪くせぬやうにするためには第一に不潔な手や品物で眼をこすらぬこと、並に綺麗な水で朝晩眼を洗ふことが大切である。

一般にトラホームは海岸地方や常に雨戸をしめて居る東北地方の寒い國に多いと云はれてゐるが、之等の地方では顔を洗ふ事が少い爲たうとも云はれてゐる。つまり海岸地方は細かい砂が眼に入り傷をつける場合が多い上、清潔な水が少いし、東北地方は水があつても寒いものだから、常に雨戸を閉めこみ煙は室内に立て籠り眼を刺戟し且暗い室内で仕事をすると上顔も克く洗はない等のためにトラホームがうつる機會

00118

が多いのだとされてゐる。

又岩手縣の海岸の或る村では、村人が相談してトラホームをなくしやう。それには先づ室内を明るく開放すると同時に朝晩綺麗な水で眼や顔を洗へばよからうと云ふので七・八年前から皆がやり出したが、其の結果今日では徴兵検査を受ける者にはトラホームがないと云ふので検査官から賞められたとのことである。其の他斯う云ふ例は澤山あるのであるが、總て綺麗な水で顔や眼を洗ふと云ふこともトラホームを少くする一助になるのであるから之は成るべく縣民皆が實行したいものである。

近頃本縣にもトラホームと共に近視眼が大變増へて來たが、其の原因は不合理な榮養と食物に因る體質の薄弱化の他薄暗い所で細かい字を讀んで眼を疲らせたり、運動が足りなかつたり其の他姿勢を悪くして頭を下げ又は寝ころんで讀書したり、日没頃に小説等の細字を眼と本との距離を近くして讀んだりするので、近視眼が出来るのである。

曾つてドイツのヒットラーユーゲン、か日本へ來た時眼鏡をかけた者は一人も居なかつたと云ふのに、日本から此の答禮少年團としてドイツに行つた者には眼鏡をかけた者が三分の一もあつたのに鑑みて如何に我國に近視眼が多いかと云ふ事が肯かれるのである。之は實に本人の不幸であるばかりでなく、實に我國の將來に取つて憂ふべく且つ嘆かほしいことでもあり又恥辱でもある。

だから本を讀んだり、字を書いたり、裁縫をしたりする時は充分明るい所で姿勢を正しくして、眼と物との距離は一尺位よりも稍々多く離して見るとか、又無茶苦茶に過度の勉強をしないで少し勉強したら次には外へ出て運動をするとかして眼を保護することが必要である。

次には子供の偏食即ち食べ物の好き嫌ひを止めることである。或る金持の娘さんが榮養不良であつた。其娘さんは食べ物に好き嫌ひを云つて「あれは嫌だ、之は嫌ひだ」と云つて食べなかつたので、とうとう榮養不良になつたと云ふ

事がある。近視眼も矢張り榮養不良が其一つの原因となつて居る。又白米食はグイタミンが足りない爲に眼を悪くすることが多いから白米食は止めて胚芽米とが七分搗米とか、或は半搗米とかに麥を混ぜて食べるによつて豫防し、視力を強くする爲にビタミンAを多く含む魚鳥獸肉を澤山たべることが大切である。

次に眼を美しくするにはどうしたらよいかと云ふと先づ眼を第一に健康にする事、第二は充分なる睡眠と佳き榮養であつて、第三には心を美しくすることが必要である。心が常に美しければ目も自然に美しくなるものである。例へば心のねじけた人の眼は悪魔のやうに見え、又佛のやうな美しい心の人は其の眼も亦自然に美しくなるものである。つまり健康に氣をつけて眼を悪くしないやうにして、心を美しくすることが眼を美しくする根本である。

此のやうに眼と云ふものは非常に大切なものであるから畏くも明治天皇には明治十一年北陸地方へ御巡幸の砌り、沿道に眼疾者の多のを

みそなはして、眼疾の治療と豫防に關して有難き御沙汰を賜つた程であつて、國では有難き御沙汰を賜はつたのであつた。我々國民は舉つて眼の衛生に注意し失明の防止は勿論視力の保存と強健とに力を注ぎ、以て宸襟を安んじ奉るやうに心がけねばならぬのである。

() () ()



貯蓄債券の賣出し 報國債券

この十二月十日から三十一日まで、日本勸業銀行本支店及び出張所、全國郵便局、日本勸業證券株式會社、主なる銀行、信託會社などや無盡會社、信用組合、證券引受加盟會社、其の他債券店等で「第十九回貯蓄債券」「第五回報國債券」が賣出れてゐます。

この債券には税金は一切かかりませんが、債券は郵便局及び勸業銀行で無料でお取りします又報國債券は買入後二ケ年以内(昭和十七年十一月迄)に郵便局又は日本勸業銀行へ保管を委託され、償還期限までそのまま繼續された場合には償還の時十圓券は七十錢、五圓券は三十五錢の特別の割増金が支拂はれます。國民全部が本事變の戦費負擔に協力する意味で、支那事變國債と同じやうに一枚でも多くお買ひになるやう希望いたします。

△ 第十九回貯蓄債券賣出要項
賣出價格 (賣出總額五十萬圓)
一枚 十圓 (額面十五圓)
五圓 (額面七圓五十錢)
抽籤及償還
毎年二回(三月、九月)總計四十回の抽籤
毎に多數の中途償還が行はれ、最終償還は
昭和三十五年十月であります。
割増金
抽籤毎に次のやうな割増金が附きます。

十五圓券		七圓五十錢券	
割増金額	初回	一回	二回以後(毎回)
一等二千圓	一、二〇〇	一、二〇〇	一、四〇〇
二等二百圓	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
三等十圓	一、五〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇
計	一六、〇〇〇	一、二〇〇	五、三六〇
一等一千圓	一、二〇〇	一、二〇〇	一、四〇〇
二等五百圓	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
三等五圓	一、五〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇
計	七、七四〇	六、〇〇〇	二、六〇〇
計	八、〇〇〇	六、一四〇	二六、八〇〇

△ 第五回報國債券賣出要項
 賣出價格 (賣出總額五千萬圓)
 一枚 十圓 と 五圓
 抽籤
 毎年一回 (三月) 總計十一回行はれます。
 但し最終抽籤は昭和二十五年十一月であります。

割増金

この債券は無利子であります。抽籤毎に次の通り 一等一萬圓 (十圓券) と五千圓 (五圓券) 以下三等迄多額の割増金が附きます。

種類	題名	巻數	配給所	割増金額	
				初回	二回—四回 (毎回)
十圓券	計	一等一萬圓	一一二、一二〇	七二、〇〇〇	四〇、〇〇〇
		二等一萬圓	一一二、〇〇〇	七二、〇〇〇	四〇、〇〇〇
		三等一萬圓	一一二、〇〇〇	七二、〇〇〇	四〇、〇〇〇
五圓券	計	一等五千圓	五六、〇〇〇	三六、〇〇〇	二〇、〇〇〇
		二等五千圓	五六、〇〇〇	三六、〇〇〇	二〇、〇〇〇
		三等五千圓	五六、〇〇〇	三六、〇〇〇	二〇、〇〇〇
計			五六、〇六〇	三六、〇六〇	二〇、〇六〇



文部省
 推薦
 映畫

種類	題名	巻數	配給所
劇映画	燃ゆる大空	十六巻	東寶映画社
同	浪花女	十五巻	松竹同
同	風の又三郎	十巻	日本活動寫眞
同	晴小袖	十一巻	新興キネマ社
同	小島の春	十巻	東京發聲映画社
同	木石	十三巻	松竹映画社

十二月十一日發行「週報」並「寫眞週報」掲載内容を左記ノ通

- 寫眞週報第一四七號掲載内容
- 天皇陛下帝國議會開設五十年記念式典に行幸遊ばさる
- 皇后陛下東京女子高等師範學校に行啓
- 日華基本條約の締結と日滿華の共同宣言
- 今は空し坐漁莊に老公を偲ぶ
- 故西園寺公の英靈を祭る國葬
- 常夏の樂土海南島の晴姿—椰子の縁もさわやかに資源の寶庫海南島の開發は進む
- 獨伊の傷兵を慰めに海を渡るわが人形部隊
- 讀物—チ
- 日華國交調査の條約成る ○情報局の誕生 ○百二十億貯蓄は婦人の力で(下) ○話題の國一國勢回復を狙ふブルガリア ○海南島はどんな所か ○寫眞週報問答(海外小話) ○漫畫
- 週報第二一八號掲載内容
- 臨時中央協力會議
- 國民政府の近況
- 年末年始の國民生活
- 海南島とはどんな所か
- 日華條約の反響

情報局
 興亞院
 大政翼贊會
 情報局
 外務省